公告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第2号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第4号)第5条の規定に基づき公告する。

令和7年10月30日

高知市上下水道事業管理者 山本三四年

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 朝倉3号汚水幹線管渠築造工事(R3-1)外に伴う建物等事後 調査・算定委託業務(R7-1)
- (2) 業務場所 高知市朝倉戊
- 事後調査 木造建物 A 70 ㎡以上 130 ㎡未満 2棟 (3) 業務概要 事後調査 非木造建物ハ 1棟 200 ㎡未満 事後調査 工作物 100 ㎡未満 1 箇所 事後調査 工作物 100 ㎡以上 300 ㎡未満 1 箇所 算定 木诰建物 70 ㎡以上 130 ㎡未満 2棟 算定 非木造建物 1棟 200 ㎡未満 算定 工作物 100 m 未満 1 箇所 算定 工作物 100 ㎡以上 300 ㎡未満 1 箇所 費用負担の説明 説明資料の作成等 2権利者
- (4) 履行日数 75日間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有(事後公表)

※別紙『「朝倉3号汚水幹線管渠築造工事(R3-1)外に伴う建物等事後調査・算定委託業務(R7-1)」の最低制限価格の設定について』を参照のこと

- 2 本業務は高知市上下水道局保有個人情報取扱業務であり、「個人情報取扱特記事項」を 遵守すること。(※「個人情報取扱特記事項」:特記仕様書(別紙3)のとおり) なお、落札者は契約締結までに「受託に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理 措置に関する誓約書」を提出すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項 別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体	
地域要件	高知市内に主たる営業所(本社)を有する者	
業種	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1)高知市上下水道局の令和6・7年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加審査申請において「補償コンサルタント」の申請がある者 (2)補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録簿に登録(登録部門が事業損失部門)されている者(3)一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、補償業務管理士登録台帳に登録部門が事業損失部門として登録された技術者が在籍する者	
業務実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領(以下、「実施要領」という。)の規定の外、次に掲げる業務を完了し引き渡した実績を有する者 ※業務履行証明書等要 ・家屋又は工作物の事前(事後)調査を含む委託業務	

2 参加申請・入札日程等

2 参加中语:八位日往中				
参加申請	実施要領第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は <u>入札書提出期限</u> までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。			
設計図書の閲覧	期間	令和7年10月30日8時30分から入札書提出期限まで		
	場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課		
電子データの閲覧	期間	令和7年10月30日から令和7年11月19日まで		
	場所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ		
質疑の受付回答	受付期間	令和7年10月30日8時30分から同年11月7日17時15分まで		
	場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課		
	提出方法	FAX又は持参によること(郵送は認めない)。		
	回答時期	令和7年11月12日		
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。		

入札方法等	本業務は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。			
	提出書類	1 入札書(電子入札システムにより入力)		
	提出書類受付期間	令和7年11月13日8時00分から 令和7年11月17日17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。		
開札	開札予定 日 時	令和7年11月18日 9時00分		
	開札場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課		
確認書類の提出 (落札候補者のみ)	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内(閉庁日を除く)		
	場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課		
	提出書類	入札資格要件確認書 開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。		
	提出方法	持参、FAX又はメールによること(郵送は認めない。)		
落札決定	確認書が提出された日から起算して2日以内(閉庁日を除く)に落札者を決 定			
入札保証金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除			
契約条項を示す 場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課			

3 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得(電子入札用)」(令和6年8月26日改正)及び高知市上下水道局電子入札運用基準(令和6年4月1日改正)を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第4項第6号に該当する場合は、 入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、そ の者の入札を失格とする。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市 上下水道局電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本業務の開札手続終了後、 再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システ ムにより(紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な 手段による)通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加 資格を有しないと認められる場合は、失格とする。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。 また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メール により提出すること。
- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

- イ 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「指名停止要綱」という。)の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
- ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について(高知市上下水道局)」の中の誓約書(別記様式1)を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

4 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15番 20号 (高知市上下水道局 3階)

電話 088-821-9208 FAX 088-843-6523